

### FoFs の設定・運用に際して行うデューデリジェンス及びモニタリングの事例

- 以下は国内の運用会社が FoFs の設定・運用に際して行っている一般的な内容を包括的にまとめたもの（投資先ファンドがグループ外の第三者である場合）である。
- 投資先ファンドにおける投資対象アセットクラスや、同ファンドが準拠する拠点の法令諸規則、投資元会社の内部統制管理レベル等によって、管理レベルに個社対応となる部分はあるものの、FoFs 管理・モニタリングのポイント等について、会員の既存の管理の実態をベースに、協会として示すベンチマークと成り得る管理について記述した。

#### ① 投資開始前（ファンド選定段階で行う当初 DD）

- ・各種ドキュメント内容確認

Prospectus、Offering Memorandum、Trust Deed、IMA 等々を取り寄せた上で内容を確認。運用方針（運用対象の資産クラス、運用スタイル、売買回転率、銘柄数、レバレッジ、などを含む。）・運用プロセス・運用管理に係る内部統制、投資制限、設定解約フロー（流動性リスクを含む）や各種申込制限等が当社側の意図した商品性となっているかどうか、投資元ファンドからの投資に適格な要件を満たしているか、等の観点でチェック。保有財産の保管方法やプライシングのポリシーも確認。

- ・運用会社 DD

投資元会社からの確認事項を記載した Questionnaire に記入・回答を求め、回答内容を確認。確認できた内容に基づき、ミーティングで詳細内容をヒアリング。それら情報を元に外部委託先評価チーム等が DD レポートを作成（運用・リスク管理・オペレーション・ガバナンスまで複数の面で調査の上スコアリング）し、社内の会議体で決裁（FoFs 方式でも外部委託方式でも基本的に同様のプロセス）。

- ・ファンド・アドミ／カストディアン DD

外国投信のファンド・アドミニストレータ（ファンド・アドミ）に対してはプライシングポリシーや NAV 修正ポリシー、カストディアンに対しては資産の保管方法、エラーの対応状況、過去のエラー事例や今後のトラブル発生時の問い合わせ窓口等を調査する Questionnaire の回答を受領するなどした上で当該内容を確認し使用に耐えうるか判定。国内の運用会社が、第三者が運用する投資先海外ファンドのファンド・アドミやカストディアンに対し直接に DD を実施することは困難な場合も多いと考えられる。そのような場合は投資先海外ファンドの運用者が行った DD の結果を確認するといった方法も考えられる。

② 投資開始後（定期的・継続的モニタリング）

- ・週次／月次分析

運用状況・パフォーマンスを定期的に確認

- ・定期報告ミーティング

ファンドの運用状況に関するレビューや直近の運用チーム構成／組織の変化等について報告を受けるミーティングを定期的（四半期や半年ごとなど）に開催。

- ・コンプライアンス状況の確認

定期ミーティングや年次評価等の際に法令遵守状況／ガイドライン遵守状況等について表明書・確認書を受領する、或いは遵守状況についてヒアリングする。

③ 定期的 DD

- ・年次評価

Questionnaire を送付し回答を受領。定性面・定量面で運用評価を行う。監査報告書を受領し内容を確認する。当該 FOFs 投資の問題点の洗出し等必要な DD を行う。

- ・オンサイト訪問（或いは VC）

定期的に委託先運用会社を訪問し、運用状況や組織の状況など報告を受ける。

④ 臨時 DD

- ・アドホックミーティング

ファンドの運用状況や運用体制・社内体制等に重要な変化があった、運用会社の資本関係の重大な変更、運用パフォーマンスの大幅な悪化、ファンドの運用会社に重大な法令違反があった場合など、当該 FOFs 投資の継続の適否の判断に影響を与える事態を認識した場合、詳細な報告を受けるためにミーティングを開催。

- ・臨時評価

当該 FOFs 投資の継続につき、適否の判断を行う。

※特殊戦略に該当する投資信託の場合には、上述のデューデリジェンス及びモニタリングの事例に加え、①の投資開始前に実施する当初 DD 時及びその後の DD 時においても、残高証明書・取引明細等によりファンドの実態や投資行動履歴を把握するのに必要な情報が、投資対象ファンド運用会社等から入手できる十分な見込みであることを確認する必要があることに留意が必要。